

フレッツ・テレビ

—ご利用ガイド—



サービス提供内容

はじめに

この度は、フレッツ・テレビをお申し込みいただきまして誠にありがとうございます。

本書では、フレッツ・テレビのサービス内容および視聴方法等について記載しておりますので、サービスご利用前に必ずご確認くださいませようお願いいたします。

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■フレッツ・テレビとは

フレッツ・テレビは、フレッツ光等を利用して地上デジタル放送・BSデジタル放送などを受信できるサービスです。ご利用にはNTT東日本が提供する「フレッツ・テレビ伝送サービス」と、スカパーJSAT(株)が提供する「テレビ視聴サービス」のご契約が必要です。

 825円	=	放送サービス [スカパーJSAT(株)]	テレビ視聴サービス利用料 330円
		電気通信サービス [NTT東日本]	フレッツ・テレビ伝送サービス利用料 495円

■サービスの特長



光回線を利用して映像を配信するため、UHFアンテナやパラボラアンテナ等を設置する必要がありません。
現在電波障害地域にお住まいの場合でも、安定した映像をご覧いただけます。



地上デジタル放送だけでなく、BSデジタル放送もSTB等の受信機器なしでご覧いただけます。

※BSデジタル放送の有料チャンネルは、スカパー!のご契約が必要です(WOWOWを除く)。



IP通信網を利用する放送サービス(IP再送信)とは異なり、STB等の受信機器の接続が不要です。

※オプションの「スカパー!プレミアムサービス光」をご契約いただく場合は、STBが必要となります。

※宮城県、山形県、岩手県では「スカパー!プレミアムサービス光」をご視聴いただけません。



追加オプションとして、スカパー!の専門チャンネル放送も視聴することができます。

※スカパー!の専門チャンネルを視聴するには、別途ご契約と、CS放送に対応したテレビまたはチューナーが必要となります。



宅内の受信設備を大幅に変える必要なく4K放送・8K放送 全チャンネルをご覧いただけます。

※4K8K衛星放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※一部のチャンネルの視聴には「光対応 4K8K衛星放送アダプター」が必要となります。

※「光対応 4K8K衛星放送アダプター」はスカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。

※別途視聴料等が必要な場合があります。

【お知らせ】

2025年12月ご利用分から「テレビ視聴サービス利用料」は495円/月に変更され、フレッツ・テレビ月額利用料は990円/月となります。

サービス提供内容

■ 提供条件

■ 提供エリア

2025年7月現在、フレッツ・テレビの提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、福島県、北海道、長野県、宮城県、山形県、岩手県の各一部エリアとなります。

なお、最新の提供エリアについては、フレッツ公式ホームページ (<https://flets.com/ftv/index.html>) をご覧いただくか、0120-116116へお問い合わせください。

■ フレッツ光等のご契約

フレッツ・テレビのご利用にはフレッツ光等のご契約が必要となります。

なお、対応のサービスタイプは次のとおりとなります。

- フレッツ 光クロス
- フレッツ 光ネクスト
 - ギガファミリー/ギガマンション・スマートタイプ
 - ファミリー/マンション・ギガラインタイプ
 - ファミリー/マンション・ハイスピードタイプ
 - ファミリータイプ、マンションタイプ（光配線方式）
- ひかり電話ネクスト

※宮城県、山形県、岩手県では集合住宅向けタイプへのフレッツ・テレビの提供は行っておりません。

■ 契約の単位

フレッツ・テレビのご契約は1のフレッツ光等について1契約となります。

■ 事業者契約

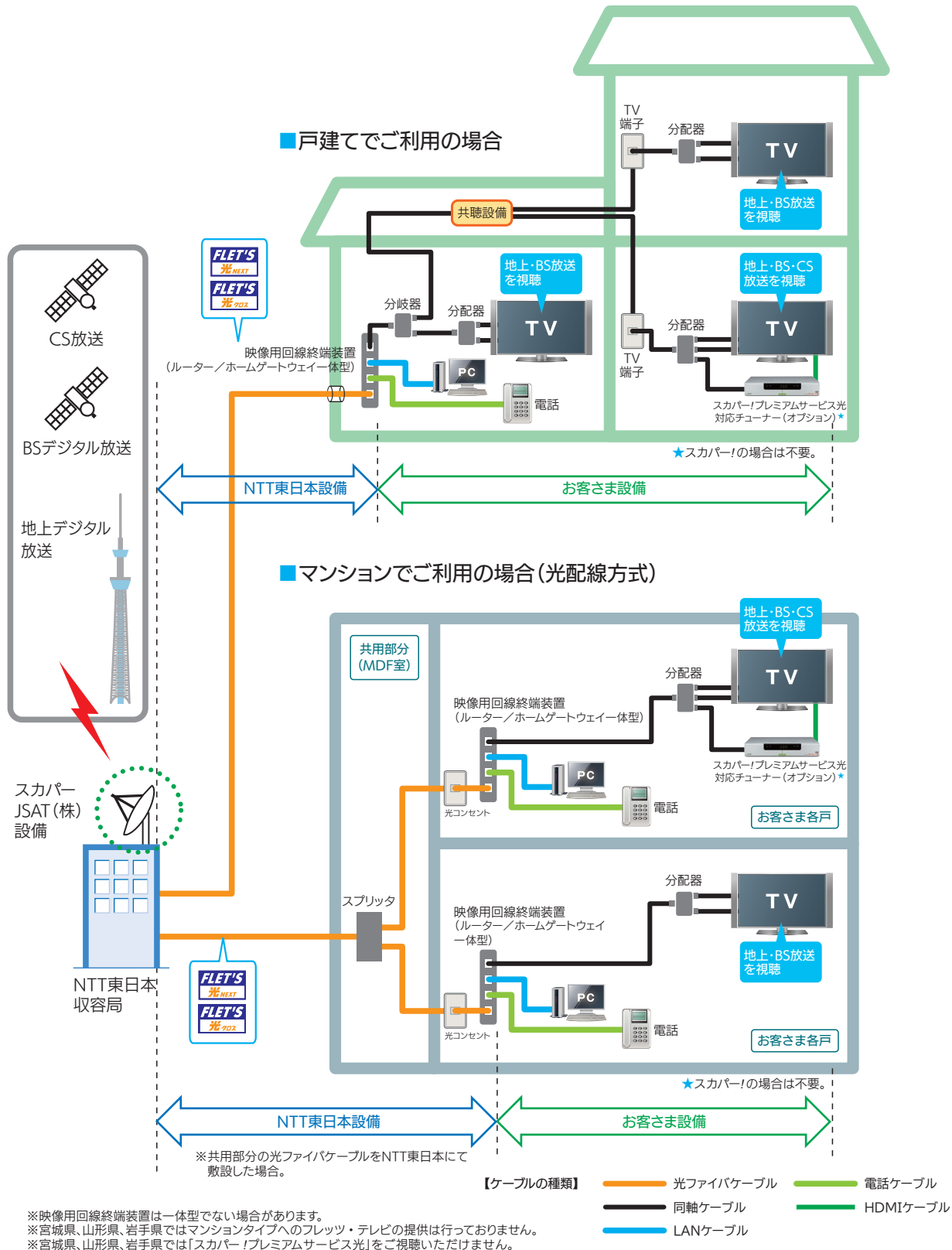
フレッツ・テレビのご利用にはスカパーJSAT（株）が提供するテレビ視聴サービスの契約が必要となります。

■ 回線終端装置

フレッツ・テレビをご利用いただくには、NTT東日本が用意する映像用回線終端装置をお客さま宅内に設置する必要があります。

サービス提供内容

■ 接続イメージ



サービス提供内容

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■月額利用料

■フレッツ・テレビのご利用における月額利用料

フレッツ・テレビ 月額利用料	825円					
	〔内訳〕 フレッツ・テレビ伝送サービス利用料 495円 テレビ視聴サービス利用料 330円					
+						
フレッツ光等 月額利用料★	戸建／マンションにお住まいの場合		戸建てにお住まいの場合		マンションにお住まいの場合	
	【フレッツ 光クロス】	【ひかり電話ネクスト】 ※インターネットの ご利用はできません	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガファミリー・スマートタイプ ◎ファミリー・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ファミリータイプ ◎ファミリー・ハイスピードタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガマンション・スマートタイプ ◎マンション・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎マンションタイプ ◎マンション・ハイスピードタイプ
	※プラン2 光配線方式の場合					
	6,050円	2,750円 ※基本プランの場合	6,270円 ※ギガファミリー・スマート タイプの場合	5,940円	3,685円 ※ギガマンション・スマート タイプの場合	3,355円
			5,940円 ※ファミリー・ギガライン タイプの場合		3,355円 ※マンション・ギガライン タイプの場合	
	II					
合計	6,875円	3,575円	7,095円 ※ギガファミリー・スマート タイプの場合	6,765円	4,510円 ※ギガマンション・スマート タイプの場合	4,180円
			6,765円 ※ファミリー・ギガライン タイプの場合		4,180円 ※マンション・ギガライン タイプの場合	

★プロバイダ料金は含んでいません。

※NHK受信料は含まれません。

※上記、専門チャンネル(オプション)である「スカパー!」、「スカパー!プレミアムサービス光」の料金についてはスカパーJSAT(株)から請求されます。

なお、お支払い方法の詳細については、スカパーJSAT(株)から送付されるパンフレット等にてご確認ください。

※スカパー!をご契約中は、チャンネルまたはパック・セットを1つ以上、ご契約いただく必要があります。

※ご利用料金のお支払いについてはP.16をご確認ください。

※2025年4月1日利用分より、フレッツ 光ネクスト(一部サービスタイプ)の月額利用料を改定します。

詳しくは https://flets.com/2024_rebalance/ をご確認ください。

【お知らせ】

2025年12月ご利用分から「テレビ視聴サービス利用料」は495円/月に変更され、フレッツ・テレビ月額利用料は990円/月となります。

サービス提供内容

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■専門チャンネル(オプション)のご利用における月額利用料

	戸建/マンションにお住まいの場合		戸建てにお住まいの場合		マンションにお住まいの場合	
	【フレッツ 光クロス】	【ひかり電話ネクスト】 ※インターネットのご利用はできません	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガファミリー・スマートタイプ ◎ファミリー・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ファミリータイプ ◎ファミリー・ハイスピードタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎ギガマンション・スマートタイプ ◎マンション・ギガラインタイプ	【フレッツ 光ネクスト】 ◎マンションタイプ ◎マンション・ハイスピードタイプ
●スカパー!		※基本プランの場合	※ギガファミリー・スマートタイプの場合		※ギガマンション・スマートタイプ プラン2の場合	※プラン2 光配線方式の場合
ご希望の専門ch 1ch～	基本料	429円				
	視聴料	選んだ専門チャンネルの視聴料 408円～				
	合計	837円～				
フレッツ・テレビ、フレッツ光等 ^{★1} 月額利用料との合計		7,712円～	4,412円～	7,932円～	7,602円～	5,347円～ 5,017円～

スカパー! 基本プラン (50ch)	基本料	429円				
	視聴料	3,960円 ^{★2}				
	合計	4,389円				
フレッツ・テレビ、フレッツ光等 ^{★1} 月額利用料との合計		11,264円	7,964円	11,484円	11,154円	8,899円 8,569円

●スカパー!プレミアムサービス光

スカパー! 光パック HD(62ch)	基本料	429円				
	視聴料	4,138円 ^{★2}				
	合計	4,567円				
フレッツ・テレビ、フレッツ光等 ^{★1} 月額利用料との合計		11,442円	8,142円	11,662円	11,332円	9,077円 8,747円

アラカルトチャンネル (1ch～)	基本料	429円				
	視聴料	選んだ専門チャンネルの視聴料 408円～				
	合計	837円～				
フレッツ・テレビ、フレッツ光等 ^{★1} 月額利用料との合計		7,712円～	4,412円～	7,932円～	7,602円～	5,347円～ 5,017円～

★1 プロバイダ料金は含んでいません。

★2 「スカパー! 基本プラン」および「スカパー! 光パックHD」の視聴料について、ご加入月は無料、初回請求月は1,980円です。ただし、スカパー!新規加入と同時に対象となるパックにお申し込みいただいたお客様のみ適用となります。

※NHK受信料は含まれません。

※上記、専門チャンネル(オプション)である「スカパー!」、「スカパー!プレミアムサービス光」の料金についてはスカパーJSAT(株)から請求されます。なお、お支払い方法の詳細については、スカパーJSAT(株)から送付されるパンフレット等にてご確認ください。

※スカパー!をご契約中は、チャンネルまたはパック・セットを1つ以上、ご契約いただく必要があります。

※スカパー!プレミアムサービス光を視聴するには、プレミアムサービス光対応チューナーが必要です。チューナーをスカパーJSAT(株)より購入される場合、別途ご購入代金がかかります。詳しくはスカパー!カスタマーセンター(プレミアムサービス光窓口)0120-818-666(受付時間10:00～20:00)までお問い合わせください。

※ご利用料金のお支払いについてはP.16をご確認ください。

サービス提供内容

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■ 初期費用

	区 分	金 額
フレッツ・テレビ 伝送サービス工事費	フレッツ光等と同時工事の場合	3,300円
	フレッツ・テレビ単独工事の場合	11,550円
屋内同軸配線工事費★1	単独配線工事(テレビ1台)	7,150円
	共聴設備接続工事(テレビ2～4台)	25,080円★2
テレビ視聴サービス登録料		3,080円

★1 お客さまで屋内同軸配線工事をする場合は不要です。

★2 テレビ4台までの接続に係る工事費です。5台目以降のテレビの接続工事には別途オプション工事費が必要となります。また、出力レベルが不足している場合、オプションにてブースター設置工事が必要となります。

※上記の工事費は代表的な例であり、お客さまの設備状況等により工事費が異なる場合があります。

※上記はフレッツ・テレビに関する初期費用です。フレッツ光等を新規にお申し込みの場合、別途フレッツ光等に関する初期費用が必要となります。

※新築戸建て物件などで、情報分電盤が設置されており、映像用回線終端装置との距離が3m程度の場合は、上記以外の工事メニューとなります(NTT東日本による事前確認が必要となります)。

《初期費用のご請求方法について》

フレッツ・テレビ伝送サービス工事費、屋内同軸配線工事費はNTTファイナンスから請求いたします。またテレビ視聴サービス登録料はスカパーJSAT(株)の依頼に基づき、NTTファイナンスが請求いたします。

サービス提供内容

■視聴可能な放送サービス

※お住まいのエリアによって視聴できるチャンネルが異なります。

■地上デジタル放送

[対象エリア]

●首都圏エリア

(東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
3	テレ玉 (埼玉県のみ配信) tvk (神奈川県のみ配信) チバテレビ (千葉県のみ配信)
4	日本テレビ
5	テレビ朝日
6	TBSテレビ
7	テレビ東京
8	フジテレビ
9	TOKYO MX
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2

●北関東エリア

(茨城県・栃木県・群馬県)

1	NHK総合 ◆ (茨城県は水戸放送局、栃木県は宇都宮放送局、 群馬県は前橋放送局のみ)
2	NHK Eテレ ◆
3	とちぎテレビ (栃木県のみ配信) 群馬テレビ (群馬県のみ配信)
4	日本テレビ
5	テレビ朝日
6	TBSテレビ
7	テレビ東京
8	フジテレビ
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2

●信越エリア

(新潟県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
4	テレビ新潟
5	新潟テレビ21
6	新潟放送
8	新潟総合テレビ
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2

(長野県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
4	テレビ信州
5	長野朝日放送
6	信越放送
8	長野放送

●東北エリア

(福島県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
4	福島中央テレビ
5	福島放送
6	テレビユー福島
8	福島テレビ
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2

(宮城県)

1	東北放送
2	NHK Eテレ ◆
3	NHK総合 ◆
4	ミヤギテレビ
5	東日本放送
8	仙台放送
11	コミュニティチャンネル

(山形県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
4	山形放送
5	山形テレビ
6	テレビユー山形
8	さくらんぼテレビ
9	市民チャンネル
11	市民チャンネル第2

(岩手県)

1	NHK総合 ◆
2	NHK Eテレ ◆
4	テレビ岩手
5	岩手朝日テレビ
6	IBC岩手放送
8	岩手めんこいテレビ
10	ICT市民チャンネル2
11	ICT市民チャンネル

●北海道エリア

1	北海道放送
2	NHK Eテレ ◆
3	NHK総合 ◆
5	札幌テレビ
6	北海道テレビ
7	テレビ北海道
8	北海道文化放送
11	スカパー!ナビ1/スカパー!ナビ2

■BSデジタル放送

[対象エリア]

●首都圏エリア、北関東エリア、信越エリア、東北エリア、北海道エリア

BS101	NHK BS ◆	BS232	放送大学テレビ(サブ)	BS242	J SPORTS 1 ◆◎
BS141	BS日テレ	BS531	放送大学<ラジオ>	BS243	J SPORTS 2 ◆◎
BS151	BS朝日	BS191	WOWOWプライム ◆	BS244	J SPORTS 3 ◆◎
BS161	BS-TBS	BS192	WOWOWライブ ◆	BS245	J SPORTS 4 ◆◎
BS171	BSテレ東	BS193	WOWOWシネマ ◆	BS251	BS釣りビジョン ◆◎
BS181	BSフジ	BS200	BS10	BS252	WOWOWプラス 映画・ドラマ・スポーツ・音楽 ◆◎
BS211	BS11	BS201	BS10スターチャンネル ◆◎	BS255	BS日本映画専門チャンネル ◆◎
BS222	BS12ch TwellV	BS234	グリーンチャンネル ◆◎	BS256	ディズニー・チャンネル ◆◎
BS231	放送大学テレビ(メイン)	BS236	BSアニマックス ◆◎	BS265	BSよしもと

■4K8K衛星放送

[対象エリア]

●首都圏エリア、北関東エリア、信越エリア、東北エリア、北海道エリア

BS4K-101	NHK BS プレミアム4K ◆	BS4K-181	BSフジ 4K
BS4K-141	BS日テレ 4K	BS8K-102	NHK BS8K ◆☆
BS4K-151	BS朝日 4K	BS4K-211	ショッブチャンネル 4K
BS4K-161	BS-TBS 4K	BS4K-221	4K QVC
BS4K-171	BSテレ東 4K		

◆は別途受信料／視聴料が必要です。 ◎は別途スカパー!の契約が必要です。 ☆は「光対応 4K8K衛星放送アダプター」が必要です。

※ご覧になるには、各放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。

※FMラジオも聴取できます。聴取可能なチャンネル・周波数等につきましては、スカパー!JSAT(株)のホームページ(<https://www.skyperfectv.co.jp/service/ftth/channel/>)をご覧ください。

※上記チャンネルは、当該放送局の所在県域内でのみ視聴いただけます(例:千葉県にお住まいでフレッツ・テレビを利用して、「テレ玉」を視聴することはできません)。なお、埼玉県新座市の一部にて「テレ玉」が視聴できないエリアがございます。

※「光対応 4K8K衛星放送アダプター」はスカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。

※北海道伊達市大滝区で受信できる放送は、地上デジタル放送に限りです。

フレッツ・テレビ ご視聴までの流れ

■各種ご案内の送付

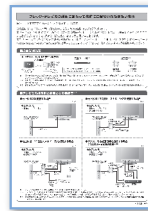
フレッツ・テレビをお申し込みいただいたお客さまへ各種ご案内が届きます。

NTT東日本よりお届けするもの

【開通のご案内】



【ご確認ください事項】



※掲載している内容はイメージです。

※「ご利用ガイド」については、「開通のご案内」をご確認いただき、お客さまにてダウンロードいただきます。

■回線工事(NTT東日本)

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日本の工事担当者が訪問し、回線工事を行います。

FLETS と同時申し込みの場合

光ファイバの引き込み工事等を実施後、映像用回線終端装置を設置し、接続試験などを行います。

FLETS を既にご利用の場合

ご利用中の光ファイバに、映像用回線終端装置を設置し、接続試験などを行います。

※回線終端装置を交換する場合がございます。

■屋内同軸配線工事(テレビの接続工事)

屋内同軸配線工事(テレビの接続工事)は、NTT東日本にて実施いたしますが、お客さま自身で実施いただくことも可能です。

NTT東日本工事の場合

お申し込みの際に決定した工事日にNTT東日本の工事担当者が訪問し、回線工事終了後に、屋内同軸配線工事を実施します。

●単独配線工事

テレビ1台を接続する工事です。

●共聴設備接続工事

複数台のテレビを接続する工事です。(テレビがないお部屋でもテレビ端子までの接続確認試験を行います。)

※集合住宅の場合、テレビ複数台を接続する共聴設備接続工事は提供していません。

※工事内容によっては、同日に屋内同軸配線工事を実施できない場合がございます。

お客さま工事の場合

屋内同軸配線工事は、お客さまご自身で実施いただくこともできます。実施にあたっては分配器、同軸ケーブル等が必要となります。

詳しくはP.12～P.14をご確認ください。

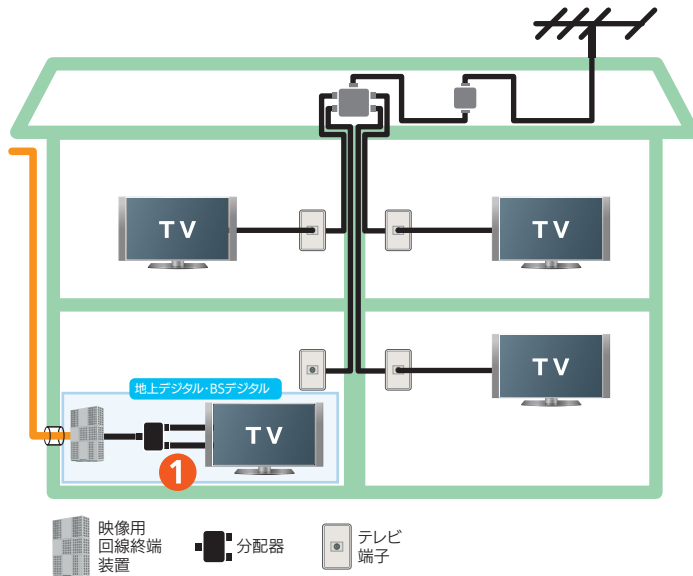


屋内同軸配線工事のパターンと工事費例

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■ 屋内同軸配線工事例

■ テレビ1台のみでご利用いただく場合



NTT東日本で工事を実施する場合

<単独配線工事>

■ 工事費：7,150円

■ 工事内容

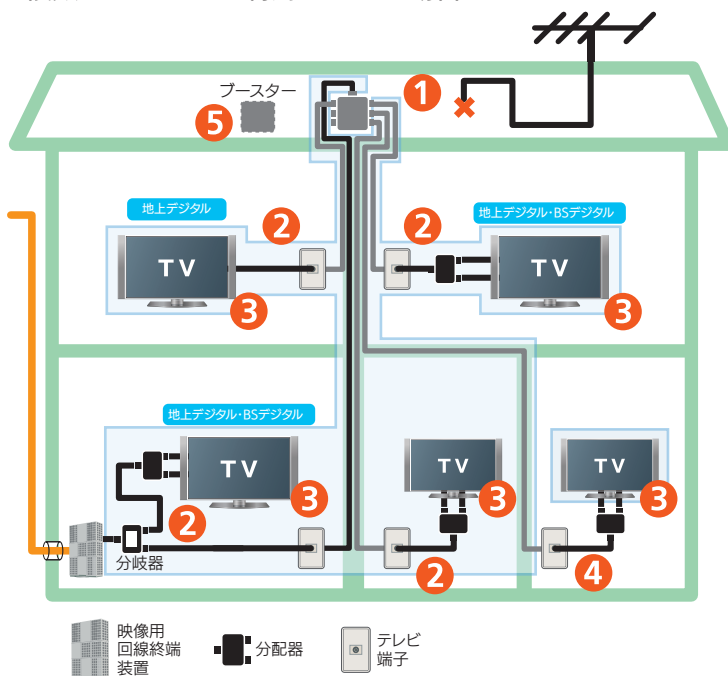
①映像用回線終端装置とテレビ1台の接続、テレビ1台のチャンネル設定、視聴確認、接続済み周辺AV機器の設定(必要に応じて同軸コード/同軸ケーブルの新設工事を実施します)

■ 工事に含まれる部材等

- ・ 2分配器×1個
- ・ 同軸コード×3本

□ 単独配線工事の施工範囲

■ 複数のテレビでご利用いただく場合



NTT東日本で工事を実施する場合

<共聴設備接続工事>

■ 工事費：25,080円

■ 工事内容

①映像用回線終端装置と既設共聴設備との接続および各部屋のテレビ端子レベル測定を実施

②4台までのテレビとテレビ端子の接続

③接続済みのテレビおよび周辺AV機器の視聴確認、放送視聴(チャンネル)設定

■ 工事に含まれる部材等

- ・ 映像用回線終端装置と既設共聴設備を接続するための同軸ケーブル(壁面内の同軸ケーブル新設分も含む)、分配器等
- ・ 4箇所までの各部屋のテレビ端子とテレビを接続するための同軸コード/ケーブルと分配器(5箇所以上はオプション)

□ 共聴設備接続工事の施工範囲

■ オプション工事

④5台目以降のテレビの接続についてはオプション工事にて実施します。(別途工事費がかかります)

⑤出力レベルが不足している場合、オプション工事にてブースター設置工事を実施します。(別途工事費がかかります)

屋内同軸配線工事のパターンと工事費例

◎表示金額は税抜金額の記載がある場合を除き、全て税込(10%)です。

■ 主なオプション工事例

テレビ5台目以降の接続に必要なオプション工事		ブースター設置工事
端末接続工事	テレビ端子接続工事	
お部屋のテレビ端子と、地上デジタル放送・BSデジタル放送を視聴するテレビなどとの接続を行います。	お部屋のテレビ端子や同軸コネクタの取り替え、同軸コード/ケーブルの新設などを行う工事です。	お部屋のテレビ端子で正常な出力レベルを確保するためブースターを設置します。
3,630円/1台	3,850円/1箇所	13,200円/1台

※オプション工事については、お客さまとご相談させていただいた後に実施させていただきますので、詳細は工事担当者にご相談ください。

■ 留意事項

- 集合住宅の場合、テレビ複数台を接続する工事は提供していません。
- NTT東日本の屋内同軸配線工事においては、テレビがある場合に接続工事を実施いたします。なお、テレビのないお部屋における分配器、同軸コードなどの部材のみの設置は行いません。
- NTT東日本ではアンテナ撤去工事を行っていません。
- フレッツ・テレビご利用開始後の故障修理については有償で対応いたしますが、お客さまのテレビ共聴設備環境によっては、対応できない場合がございますので、予めご了承ください。なお、原状復旧工事は行っておりません。
- 共聴設備接続工事を行う場合、映像用回線終端装置の設置工事を実施する工事担当者と、屋内同軸配線工事を実施する工事担当者が別々にお伺いいたしますのであらかじめご了承ください。

お客さま宅内の接続例

■必要な物品と接続例

デジタル放送のご視聴にあたり、お客さまにご用意いただくもの

地上デジタル放送・BSデジタル放送対応機器



同軸ケーブル



テレビ周りに使用する同軸ケーブル
S-4C-FB以上を推奨
住宅内幹線に使用する同軸ケーブル
S-5C-FB以上を推奨

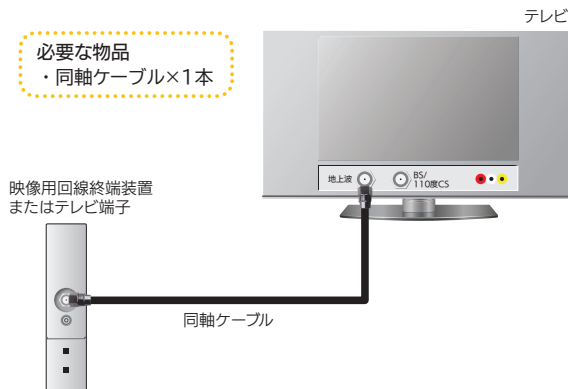
分配器



2分配器

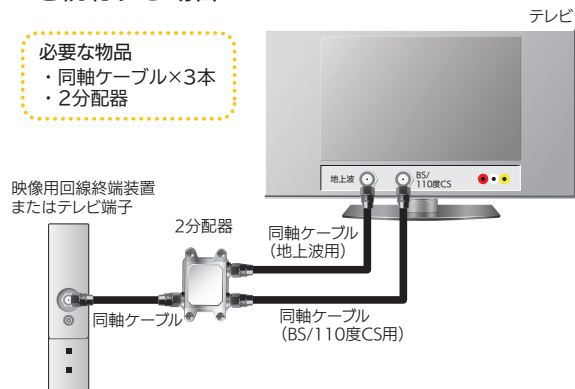
■地上放送のみ視聴する場合

必要な物品
・同軸ケーブル×1本



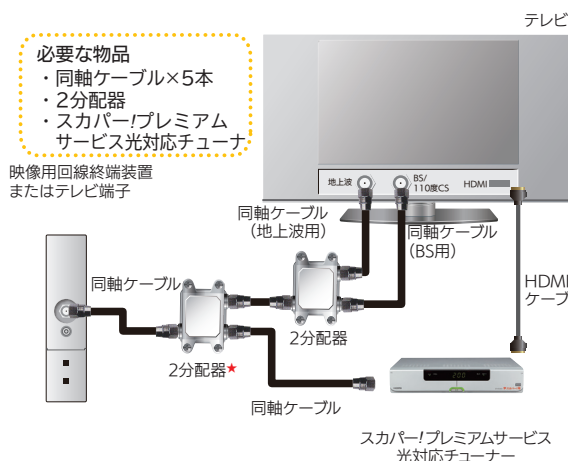
■地上放送+BS放送+スカパー！ を視聴する場合

必要な物品
・同軸ケーブル×3本
・2分配器



■地上放送+BS放送+スカパー！プレミアム サービス光を視聴する場合

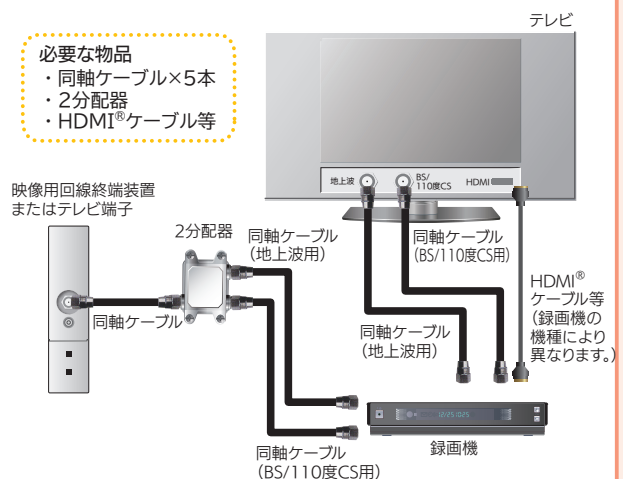
必要な物品
・同軸ケーブル×5本
・2分配器
・スカパー！プレミアム
サービス光対応チューナー



★2分配器1個、HDMI®ケーブル1本は、スカパー！プレミアムサービス光対応チューナーに同梱

■デジタル対応録画機等と接続する場合 (地上放送+BS放送)

必要な物品
・同軸ケーブル×5本
・2分配器
・HDMI®ケーブル等



※テレビ端子での視聴は、映像用回線終端装置と共聴設備との接続工事を実施した場合に視聴可能となります。また、フレッツ・テレビに対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70～2150MHzに対応したF型端子となります。お客さまの設備状況等によりご視聴いただけない場合があります。

※スカパー！プレミアムサービス光対応チューナーの接続はお客さまご自身で実施していただくか、ご希望の場合はスカパーJSAT(株)が有料にて実施いたします。スカパーJSAT(株)によるチューナーの接続をご希望の場合、スカパー！カスタマーセンターへご連絡ください。

※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびデジタル対応録画機等により接続形態が異なりますので、テレビおよびデジタル対応録画機等の取扱説明書をご確認ください。

※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

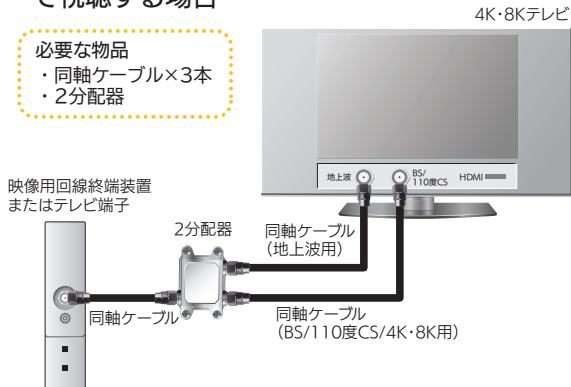
お客さま宅内の接続例

■ 4K8K衛星放送を視聴する場合に必要な物品と接続例

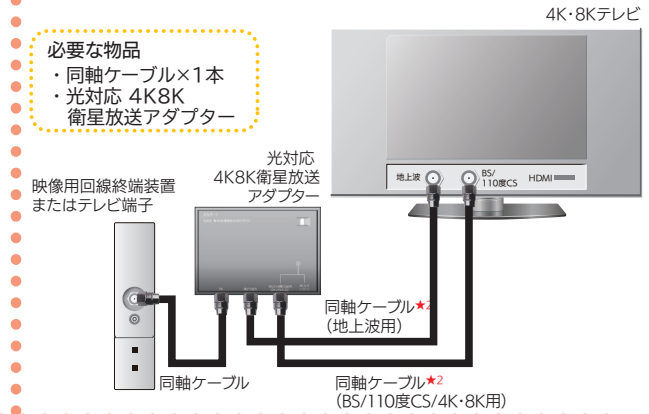
4K8K衛星放送のご視聴にあたり、お客さまにご用意いただくもの



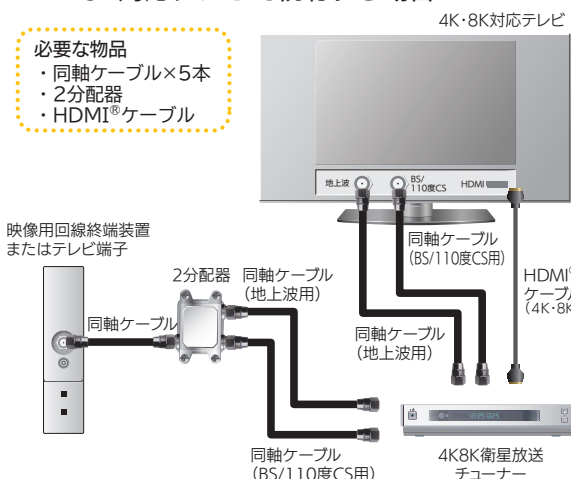
■ 4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビで視聴する場合



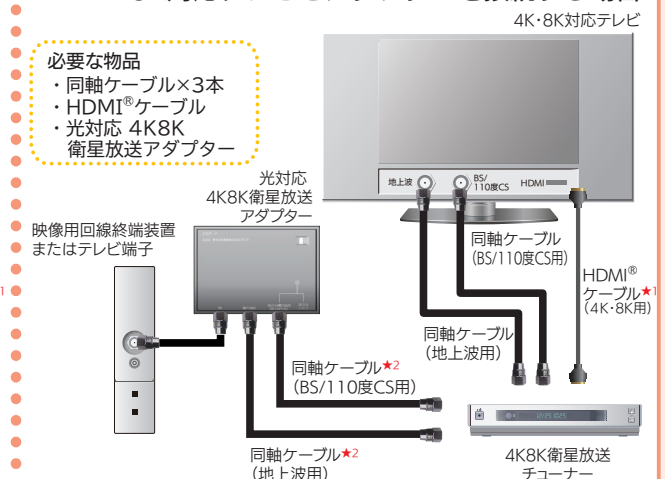
■ 4K8K衛星放送チューナー内蔵テレビとアダプターを接続する場合



■ 4K8K衛星放送チューナーと4K・8K対応テレビで視聴する場合



■ 4K8K衛星放送チューナーと4K・8K対応テレビとアダプターを接続する場合



★1 4K対応テレビと4Kチューナーの接続には、HIGH SPEED (カテゴリー2) に対応したHDMI®ケーブルをご使用下さい。

HDMI®端子はHDCP2.2と4K60Hz入力に対応している必要があります。

★2 同軸ケーブル1m×2本は光対応 4K8K衛星放送アダプターに同梱されています。

※HDMIは、HDMI Licensing Administrator, Inc.の米国およびその他の国における登録商標または商標です。

※光対応 4K8K衛星放送アダプターは、スカパー!カスタマーセンターまたはスカパー!公式サイトにてご購入いただけます。接続はお客さまご自身で実施いただくか、ご希望の場合はNTT東日本の屋内同軸配線工事をご依頼いただき、工事実施時に工事担当者へアダプターをご提示ください。

※接続方法は一例となります。ご利用のテレビおよびチューナー等により接続形態が異なりますので、テレビおよびチューナー等の取扱説明書をご確認願います。

ご利用上の留意事項

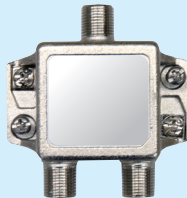
■ 留意事項

■ 必要機器および接続方法について

- スカパー！、スカパー！プレミアムサービス光、4K8K衛星放送を視聴する場合は各放送の受信に対応したテレビまたはチューナーが必要です。
- テレビまでの接続工事は、お客さまご自身で行っていただく場合と、NTT東日本が実施する場合があります。NTT東日本が実施する屋内同軸配線工事に関わる費用は、工事内容により異なります。

分配器

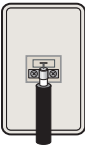
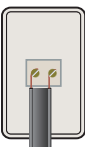
分配器とは、テレビの電波を全て均等に分ける機器をいいます。2分配器であれば、信号を均等に2つに分けます。どちらも同じレベルが出力されます。分配器のケースがプラスチック製のものより遮蔽性が優れる「アルミダイキャスト製」で、周波数が2150MHzまで対応している分配器のご使用を推奨します。



分配器例 (2分配器)

テレビ端子

フレッツ・テレビに対応したテレビ端子は、BS/CS放送を通過させる70～2150MHzに対応したF型端子となります。

テレビ端子の種類	フレッツ・テレビ対応可否
F型端子 	 対応可能
直付端子 	 対応不可 (端子交換)
フィーダー端子 	 対応不可 (端子交換)

- 屋内同軸配線工事をお客さまご自身で行う場合は、同軸ケーブルおよび分配器等をお客さまご自身でご用意いただく必要があります。なお、同軸ケーブルはS-4C-FBもしくはS-5C-FBの規格を、分配器についてはプラスチック製のものではなく、アルミダイキャスト製のものをそれぞれ推奨いたします。また、テレビ端子についてはF型端子のみ対応いたします。(以下参照)

同軸ケーブル

同軸ケーブルとは、主に通信やテレビ接続などに使用される多重構造のケーブル(電線)の一種です。同軸ケーブルの先端部分がプラスチック製のものは推奨しません。



同軸ケーブル例

● 同軸ケーブルの外観



● 同軸ケーブルの名称構成

同軸ケーブルには「C」と「D」のいずれかの表示があり、テレビ用の特性インピーダンス75Ωの同軸ケーブルは「C」と表記されております。また、「C」の前にケーブル外径が表記されております(3/4/5/7)。

S - 5 C - F B

- 外部導体の形状 (B: 銅+アルミ)
- 絶縁体の素材 (F: 発泡ポリエチレン)
- 特性インピーダンス (75Ω) ※TVは全て「C」
- 3/4/5/7の数値 ※絶縁体の外径 (mm)
- 衛星放送対応

テレビ周りに使用する同軸ケーブル S-4C-FB以上を推奨

住宅内幹線に使用する同軸ケーブル S-5C-FB以上を推奨

■ 視聴条件等について

- NTT東日本設備または放送事業者設備のメンテナンス等のため、サービスを一時中断する場合があります。

■ スカパーJSAT(株)からの通知に伴うサービスの解約について

- お客さまからの解約申し込み等により、お客さまがスカパーJSAT(株)と締結するテレビ視聴サービスの契約を解除された場合、NTT東日本はスカパーJSAT(株)からの通知に基づき、フレッツ・テレビ伝送サービス契約を解除する場合があります。

スカパー!の専門チャンネルをお申し込みのお客さま (例) スカパー!プレミアムサービス光をお申し込みいただいた場合

■「スカパー!プレミアムサービス光お客様用資料」の送付

フレッツ・テレビにあわせてスカパー!プレミアムサービス光をお申し込みのお客さまには、スカパー!プレミアムサービス光の「ライフサポートBook」等の書類一式が届きます。
送付内容は以下のとおりです。

スカパー!よりお届けするもの

- 資料送付のご案内
- スカパー!サポート&プレゼントBook
- スカパー!プレミアムサービス光ガイド誌
- スカパー!プレミアムサービス光契約約款
- スカパー!会報誌
- スカパー!プレミアムサービス光対応チューナー★

★スカパー!プレミアムサービス光を視聴するには、プレミアムサービス光対応チューナーが必要です。チューナーをスカパー!SAT(株)より購入される場合、別途ご購入代金がかかります。詳しくはスカパー!カスタマーセンターへお問い合わせください。
※スカパー!をお申し込みの場合も、スカパー!より無料体験サービスセット等のお知らせが届きます。

■対応チューナーの接続

スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーの着荷後、接続を行い視聴開始することができます。
接続はお客さまご自身で実施していただくか、ご希望の場合は有料で実施いたします。

お客さま工事の場合

スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーの接続は、お客さまご自身で実施いただくこともできます。実施にあたっては分配器、同軸ケーブル等が必要となります。詳しくはP.12～P.14をご確認ください。



取付工事をご希望の場合

スカパー!プレミアムサービス光対応チューナーの取付工事を希望される場合、スカパー!カスタマーセンター（プレミアムサービス光窓口）0120-818-666までお問い合わせください。

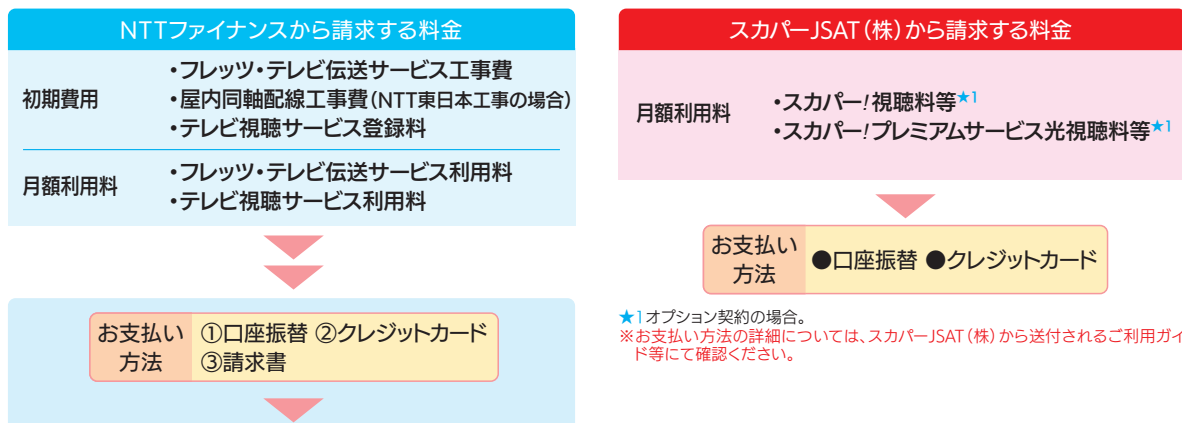


※スカパー!をお申し込みいただいた場合は、チューナーなどの専用端末が不要で、デジタル対応テレビ・レコーダーなど、110度CSデジタルチューナー内蔵機器に接続いただくことで視聴開始することができます。詳しくはスカパー!カスタマーセンターへお問い合わせください。
※宮城県、山形県、岩手県では「スカパー!プレミアムサービス光」をご視聴いただけません。

ご利用料金のお支払いについて

■フレッツ・テレビのご利用料金とお支払い方法

フレッツ・テレビに関する料金は、NTTグループ100%出資会社のNTTファイナンス株式会社より請求いたします。毎月のご利用料金のお支払いには、便利な「口座振替によるお支払い」、「クレジットカードによるお支払い」をご利用ください。なお、オプション契約である「スカパー!」、「スカパー!プレミアムサービス光」の料金についてはスカパーJSAT(株)から請求されます。



①口座振替によるお支払い方法

お客さまの預金口座から毎月のご利用料金を自動的にお支払いいただく方法です。口座振替をご利用のお客さまには、前回の領収証・今回ご請求分の口座振替のお知らせ、およびご利用料金内訳書をお送りします。

をお申し込みいただくと、「口座振替のお知らせ」等を郵送に代えて、Web上でご照会いただけます。

②クレジットカードによるお支払い方法

毎月のご利用料金等をお客さま指定のクレジットカードでお支払いいただけます。お支払日はお客さまがご指定の各クレジットカード会社の規約に基づいた指定日のお支払いとなります。

※お申し込み以降、毎月の利用料金が自動的にクレジットカード会社に通知され、お客さまに請求されます。コンビニエンスストア、NTT東日本の窓口などでのクレジットカード支払いはご利用いただけませんので、ご了承ください。

NTTファイナンスからの請求金額の合計については、クレジットカード会社の利用明細によりご確認ください。なお、ご利用料金の内訳については、インターネットにてご覧いただけるによりご確認くださいことが可能です。

※別途、「@ビリング」のお申し込みが必要です。※NTTファイナンスからは「請求書」、および「領収証・口座振替のお知らせ」等は送付いたしません。

ご利用いただける
クレジットカード



③請求書によるお支払い方法

NTTファイナンスからお送りする所定の払込用紙で金融機関、郵便局、コンビニエンスストアでお支払いいただく方法です。口座振替・クレジットカード払いをご利用でないお客さまには、お支払期限の10日前までに請求書およびご利用料金内訳書を郵送します。お支払期限までに下記金融機関窓口、コンビニエンスストア等へ請求書をご持参いただき、お支払いください。

お支払い場所

お近くの銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、農林中金、労働金庫、農業協同組合、郵便局、
「NTT東日本電話料金窓口」の表示があるコンビニエンスストア

NTTファイナンスからご請求させていただいているお客さまへご注意

- ご請求金額(振替させていただく金額)はNTTファイナンスのサービスである「Webビリング」でご案内いたします。「Webビリング」について詳しくは、NTTファイナンスHP(<https://www.ntt-finance.co.jp/billing/service/webbill/>)をご覧ください。NTTファイナンス Webビリング受付担当 0800-333-0030(通話料無料 受付時間午前9時～午後5時 月～金曜日(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く))へお問い合わせください。
- @ビリングにてご確認ください。NTT東日本ご利用料金内訳と、NTTファイナンスからのご請求金額は異なる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

ご利用料金のお支払いについて

■ご利用料金の計算期間と請求書発行日等の標準例

ご利用月のお支払い期限(または振替日)につきましては下表をご参照ください。

※フレッツ・テレビのご利用料金の請求に関しては、「00」で始まる10桁のお客さま番号または電話番号の請求書等発行スケジュールにより異なります。

【請求書等発行スケジュール(標準)】

「お支払い期限(または振替日)」については、NTTファイナンスから送付する請求書(または領収書・口座振替のお知らせ)により、ご確認ください。

お支払い期限 (または振替日)	項目	前々月	前月	当月	翌月
毎月20日のお客さま		21日	20日	5日 20日	
毎月25日のお客さま		26日	25日	10日 25日	
毎月末日のお客さま		1日	末日	15日 末日	
毎月5日のお客さま		6日	5日	20日 5日	
毎月10日のお客さま		11日	10日	25日 10日	
毎月15日のお客さま		16日	15日	末日 15日	

●: 料金計算期間 ▲: 請求書発行予定日 ★: 支払い期限日(口座引き落とし日)

■ご利用料金内訳書について

NTTファイナンスから送付する『請求書』または『領収書・口座振替のお知らせ』に同封する『ご利用料金内訳書』には、以下のとおり「フレッツ・テレビ伝送サービス利用料」と、「テレビ視聴サービス利用料」が別々に記載されます。

社用コード 99999

ご利用料金内訳書

お客さま番号 (00) 9999-9999

1 ページ

料 金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の お 知 ら せ
【NTT東日本ご利用分】			
フレッツ光利用料 (Nギガスビファミ)	4,300	合算	●月●日～●月●日
光屋内配線利用料	200	合算	●月●日～●月●日
フレッツ光回線終端装置利用料	900	合算	●月●日～●月●日
フレッツ・テレビ伝送サービス利用料	450	合算	●月●日～●月●日
・			
【料金回収代行サービスご利用分】			
テレビ視聴サービス利用料	330	非対象等	スカパーJSAT (株) ご利用分。(テレビ視聴サービス ●月分)
テレビ視聴サービス登録料	3,080	非対象等	フレッツ・テレビ初期費用
(小 計)	3,410		
(合 計)	9,845		

① フレッツ・テレビ伝送サービス利用料

【NTT東日本ご利用分】に記載されます。

② テレビ視聴サービス利用料

【料金回収代行サービスご利用分】に記載されます。

③ テレビ視聴サービス登録料

初期費用のご請求時に【料金回収代行サービスご利用分】に記載されます。

料金をお支払いいただけないときは

フレッツ・テレビの利用を停止し、さらには契約の解除をさせていただくことがありますので、ご了承ください。

※お支払期限後に支払われた場合は、利用規約に基づき年最大14.5%の割合で計算した延滞利息を加算させていただく場合もありますのでご了承ください。

ご利用規約

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。
<https://flets.com/ftv/agreement.html>

第4章 回線相互接続 (回線相互接続) 第15条 (略)

第5章 利用中止等 (利用中止)

第16条 当社は、次の場合には、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工上やむを得ないとき。
 - (2) 第19条(通信利用の制限等)の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 利用回線に係るサービスの利用中止を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務(この規約の規定により、支払いを要することとなったフレッツ・テレビ伝送サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。))を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第25条の2(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
 - (2) 第32条(利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 利用回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (4) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取りはずさなかったとき。
 - (5) 一般放送事業者が、第1種契約者回線の通信相手先としてその利用回線の指定を一時的に停止したとき。
 - (6) 前5号のほか、この規約の規定に反する行為であってフレッツ・テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により、フレッツ・テレビ伝送サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に通知します。

第6章 通信 (通信の条件)

第18条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、そのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める映像通信サービスの第1種契約者回線からの通信(その第1種契約者回線からの着信に限りします。)を行うことができます。

(通信利用の制限等)

第19条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その利用回線に係る契約約款等に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、そのフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

第7章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用 (料金及び工事に関する費用)

第20条 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの料金は、利用料金に関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- (注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料及び請求書等の発行に関する料金及び事業者変更手数料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務 (利用料金の支払義務)

第21条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その契約に基づいて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日(建物一括契約型料金についてはその適用の開始があった日)から起算して、フレッツ・テレビ伝送サービスの解除があった日(建物一括契約型料金についてはその適用の廃止があった日)の前日までの期間(提供又は適用を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に規定する利用料金の支払いを要します。

- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりフレッツ・テレビ伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次にあります。
- (1) 利用の一時中断をしたときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (3) 前2号の規定によるほか、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次の場合を除き、フレッツ・テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の責めによらない理由により、そのフレッツ・テレビ伝送サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算し	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての利用料金

て、24時間以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのフレッツ・テレビ伝送サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスについての利用料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第22条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等 (料金の計算等)

第23条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いは、別記9の2に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第24条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)(の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)(について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年最大14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注1) 第25条の2(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

(注2) 当社は、延滞利息の他に請求する料金その他の債務がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

第5節 債権の譲渡 (債権の譲渡)

第25条の2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、この規約の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)(に対し、当社が別に定める場合を除き譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第8章 保守

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の維持責任)

第26条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の切分責任)

第27条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合であって、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所において試験を行い、その結果をフレッツ・テレビ伝送サービス契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結しているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第28条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定められたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 遺挙管理機関に設置されるもの 別記16に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第1順位となるものを除きます。)

ご利用規約

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。
<https://flets.com/ftv/agreement.html>

3 第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償 (責任の制限)

第29条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したときに限り、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が継続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりフレッツ・テレビ伝送サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第30条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則 (承諾の限界)

第31条 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の義務)

第32条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- 1) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線索その他の毒物を連絡しないこと。
- ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありませぬ。
- (2) 通信の伝送に妨害を与える行為を行わないこと
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、前項の規定に違反してその電気通信設備を亡失し、又は著しく損壊したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等)

第33条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(フレッツ・テレビ伝送サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第34条 (略)

(フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名の通知等)

第35条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名及び住所等を、その一般放送事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が通信履歴等そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に関する情報を、当社の委託によりフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第17条(利用停止)の規定に基づきそのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が第25条の2(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

5 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者(その利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がメニュー5を用いて提供するものであって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの除きます。)は、その利用回線に係るサービスの事業者変更の請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者に対してフレッツ・テレビ伝送サービスを提供していることを事業者変更前及び事業者変更先の電気通信事業者へ通知する場合があることについて、同意していただきます。

(一般放送事業者からの通知)

第36条 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が、料金若しくは工事に関

する費用の適用又はフレッツ・テレビ伝送サービスの提供に当たり必要があるときは、一般放送事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はそのフレッツ・テレビ伝送サービスを提供するために必要なフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第37条 (略)

(閲覧)

第38条 この規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第11章 附帯サービス

(附帯サービス)

第39条 フレッツ・テレビ伝送サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記10から15に定めるところによります。

別記

1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域

- (1) フレッツ・テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる都道府県の区域(日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項に定める都道府県の区域をいいます。以下同じとします。)のうち当社が別に定める区域とします。

都 道 府 県 の 区 域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県

- (2) 当社のフレッツ・テレビ伝送サービスに係る通信は、同一の都道府県の区域における当社が別に定める映像通信網サービスの第1種契約者回線と利用回線との間において提供します。

2 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) (1)から(3)の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継においての届出がないときは、当社は、その利用回線(光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。)に係る契約者の地位の承継の届出をもって、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者の地位の承継の届出があったものとみなします。

- (注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。
- 3 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の氏名等の変更の届出
- (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届け出ていただきます。

ただし、その変更があったにもかかわらず所属フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に届出がないときは第13条(当社が行うフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除)及び第17条(利用停止)に規定する通知については、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

(2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(注) (1)及び(2)の規定にかかわらず、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合は、当社が別に定めるところによります。

4 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者からの利用回線等の設置場所の提供等

- (1) 利用回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただきます。

ただし、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から要請があったときは、当社は、その利用回線等の設置場所を提供することがあります。

(2) 当社がフレッツ・テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から提供していただくことがあります。

(3) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

- 5 自営端末設備の接続 (略)
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査 (略)
- 7 自営電気通信設備の接続 (略)
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 (略)
- 9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

9の2 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、当社が請求した料金又は工事に關する費用の額が、第21条(利用料金の支払義務)及び第22条(工事費の支払義務)の規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に關する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に關する費用(当社が請求した料金又は工事に關する費用の額とこの規約の規定により料金表に定める料金又は工事に關する費用の支払いを要するものとされている額と)の差額を含みます。)の支払いを要します。

10 適格請求書の発行

- (1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者から請求があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの料金等の請求額情報について消費税法第57条の4の規定に基づく適格請求書を発行します。
- (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その適格請求

ご利用規約

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。
<https://flets.com/ftv/agreement.html>

書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第1に規定する適格請求書の発行手数料及び郵送料等の支払いを要します。

11 支払証明書の発行

- (1) 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者等から請求があったときは、当社がそのフレッツ・テレビ伝送サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合を除き、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所において、そのフレッツ・テレビ伝送サービス及び附帯サービスの料金その他の債務(この規約の規定により支払いを要することとなった料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。)が既に当社に支払われた旨の証明書(以下「支払証明書」といいます。)を発行します。
- (2) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、(1)の請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)の第2に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

12 情報料回収代行の承諾

- (1) フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、一般放送事業者が提供する一般放送サービス(フレッツ・テレビ伝送サービスを利用することにより有料で提供を受けることができるサービスであって、一般放送事業者が、当社によるその料金の回収代行について当社の承諾を得たうえで提供するものをいいます。以下、この別記11から13において同じとします。)の利用があった場合には、その一般放送サービスを提供する一般放送事業者(以下「情報提供者」といいます。)(に支払う当該サービスの料金(一般放送サービスの利用の際に、情報提供者がお知らせする料金をいいます。以下同じとします。))を、当社がその情報提供者の代理人として回収することを承諾していただきます。
- (2) 当社は、情報提供者から請求があった場合は、その一般放送サービスの利用に係る氏名及び住所等をその情報提供者に通知することがあります。
- (3) 当社が定める期間が経過しても回収できない当該サービスの料金については、情報提供者が回収するものとします。

13 情報料回収代行に係る回収の方法

- (1) 当社は、別記11(情報料回収代行の承諾)の規定により回収する当該サービスの料金については、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者に請求します。この場合、その当該サービスの料金は、その利用に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金に適用される料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)ごとに集計のうえ請求します。
- (2) (1)の場合において、請求する当該サービスの料金は、当社の機器により計算します。

14 情報料回収代行に係る免責

当社は、一般放送サービスで提供される情報の内容等当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。

15 屋内同軸配線工事

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第1種契約回線の通信相手先として指定した利用回線である場合に限り、屋内同軸配線(その利用回線の回線終端装置から自営端末設備までの屋内同軸ケーブル配線等をいいます。以下、同じとします。)に係る工事を行います。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金等)に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) 屋内同軸配線工事に関するその他の取扱いについては、フレッツ・テレビ伝送サービスの場合に準ずるものとします。

16 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的としてあまねく発売されること。 (2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法(昭和25年法律132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金(第1表2(2)(請求書等の発行に関する料金の額)を除きます。)をその利用日数に応じて日割します。
(1) 料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供の開始又は建物一括契約型料金の適用の開始があったとき。
(2) 料金月の初日以外の日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除又は建物一括契約型料金の適用の廃止があったとき。
(3) 料金月の初日にフレッツ・テレビ伝送サービス契約の提供を開始し、その日にその契約の解除又は建物一括契約型料金の適用の廃止があったとき。
(4) 料金月の初日以外の日にそのフレッツ・テレビ伝送サービス契約(そのフレッツ・テレビ伝送サービスについて、建物一括契約型料金の適用を受けている場合に限ります。))について、当社と合意した戸数の変更の申出が当社が承諾したとき。この場合、戸数の変更後の月額料金は、その変更の申出が当社が承諾した日から適用します。
- (5) 第21条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の規定に該当するとき。
(6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第21条(利用料金の支払義務)第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
(端数処理)
- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
(料金等の支払い)
- 6 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 フレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、料金及び工事に関する費用につい

て、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6及び7の規定にかかわらず、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
(前受金)

- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、フレッツ・テレビ伝送サービス契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第21条(利用料金の支払義務)から第22条(工事費の支払義務)までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
(注1) 10において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとなります。

(注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注3) この規約の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。
(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のフレッツ・テレビ伝送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	当社は利用料金について、1利用回線ごとに適用します。
(2) 建物一括契約型料金の適用	当社は、契約者から申出があったときは、そのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用します。 ただし、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金の適用が技術的に困難であるとき又は当社の業務の遂行上著しく困難であるときは、当社は申出を承諾せず、その利用料金別表に定める建物一括契約型料金を適用できないことがあります。この場合、当社は、その旨を契約者に通知します。

- (3) 請求書等の発行に関する料金の適用
 - 請求書等の発行に関する料金は、発行手数料及び収納手数料を合算して算定します。
 - 発行手数料及び収納手数料は、フレッツ・テレビ伝送サービス(利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合に限ります。以下この表において同じとします。)の料金その他の債務の支払い(フレッツ・テレビ伝送サービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月分に係るものを除きます。)において支払いを要するものとし、次の場合に適用します。

区 分	発行手数料等の適用
(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を要する場合に適用します。
(イ) 収納手数料	請求書によってフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務を支払う場合に適用します。

(注) 本欄に規定する請求書は、別記10(適格請求書の発行)に規定する適格請求書を含みません。
ウ 次の場合については、2(2)(請求書等の発行に関する料金の額)の規定にかかわらず、請求書等の発行に関する料金は適用しません。

- 請求事業者が当社から譲渡した債権及び他社が請求事業者に譲渡した債権を一括して請求している場合
- 契約者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)の場合
- 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理由により請求書の発行を行う場合

(4) 事業者変更手数料の適用

- フレッツ・テレビ伝送サービスの申込み(その利用回線に係るサービスの事業者変更(光コラボレーションモデルに関する契約を締結している電気通信事業者がフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供する電気通信サービスに移行する場合を除きます。))を伴うものに限り)をし、その承諾を受けたときに支払いを要します。ただし、事業者変更の実施前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
- フレッツ・テレビ伝送サービスの 事業者変更の実施の際現に、同時に2以上の事業者変更(当社が別に定めるものに限ります。))を行う場合は、それらの事業者変更を1とみなして、事業者変更手数料を適用します。

2 利用料金

(1) 利用料

月額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
利用料	1利用回線ごとに	450円(税込価格 495円)

ご利用規約

フレッツ・テレビに関する利用規約(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約)は、以下のフレッツ公式ホームページでご覧いただけます。
<https://flets.com/ftv/agreement.html>

(2) 請求書等の発行に関する料金の額

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	1 の請求書又は口座振替通知書の発行ごとに	150円 (税込価格165円)
収納手数料	1 の請求書によるフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務の支払いごとに	50円 (税込価格55円)

(3) 事業者変更手数料の額

区 分	単 位	料 金 額
事業者変更手数料	1 契約ごとに	1,800円 (税込価格1,980円)

利用料金別表 建物一括契約型料金 (建物一括契約プラン)

区 分	内 容						
(1) 定義等	「建物一括契約型料金」とは、利用回線（当社のIP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-1の200Mb/sの品目のものに限り、利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものを除きます。以下同じとします。）を専らフレッツ・テレビ伝送サービスの用に供する場合に、その利用回線に係るフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金について、2（利用料金）に規定する額に代えて、次表に規定する利用料金の額を、利用回線の利用料金（利用料（タイプ2のものに係る加算料を除きます。）及び加算額（屋内配線設備の部分の加算額及び回線終端装置利用料に係るものに限ります。）に限りします。）について、料金表第1表第1類第1の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用することをいいます。 <table><tr><th>料 金 種 別</th><th>単 位</th><th>料 金 額（月 額）</th></tr><tr><td>利用料</td><td>(2) 承諾のイに規定する承諾の際に合意した戸数までの、1の利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内における1の戸ごと</td><td>450円 (税込価格 495円)</td></tr></table>	料 金 種 別	単 位	料 金 額（月 額）	利用料	(2) 承諾のイに規定する承諾の際に合意した戸数までの、1の利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内における1の戸ごと	450円 (税込価格 495円)
料 金 種 別	単 位	料 金 額（月 額）					
利用料	(2) 承諾のイに規定する承諾の際に合意した戸数までの、1の利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内における1の戸ごと	450円 (税込価格 495円)					
(2) 承諾	当社は、この利用料金の適用を選択する申出があったときは、次のすべての要件を満たす場合に限り、これを承諾します。 ア その利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内に6以上の戸数がある場合 イ その利用回線の終端の場所と同一構内又は建物内の戸数について、そのフレッツ・テレビ伝送サービス契約者と当社の間で合意があった場合 ウ その利用回線が、当社が別に定める一般放送事業者が第1種契約者回線の通信相手先として指定した利用回線である場合						
(3) 建物一括契約型料金の適用	ア この利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。 イ 契約者は、この利用料金の適用の申出をし、その承諾を受けたときは、利用回線に係る部分についてはIP通信網サービス契約約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。 ウ 契約者が、この利用料金の適用の廃止をする場合、この利用料金の廃止日の1か月前までに当社指定の書面により申し出ていただきます。 エ この利用料金の適用の廃止があったときは、その利用料金の適用の廃止日の前日までのフレッツ・テレビ伝送サービスの利用料金については、この利用料金を適用します。 オ 契約者は、この利用料金の適用の廃止があったときは、利用回線に係る部分についてはIP通信網サービス契約約款の規定に準じて工事費の支払いを要します。 カ 当社と合意した戸数について、変更が生じる場合は、速やかに当社に申出いただけます。戸数の変更の申出があったときは、（2）承諾のすべての要件を満たす場合に限り、当社はこれを承諾します。変更後の戸数に基づいた利用料金の適用の開始は、その申出を当社が承諾した日からとします。 キ 当社は、この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービスについて、次にいずれかに該当する場合には、この利用料金の適用を廃止します。 （ア）フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡があったとき。ただし、譲受人が、譲渡人の同意を得て、この利用料金の適用の継続を申し出た場合は、この限りではありません。 （イ）フレッツ・テレビ伝送サービス契約の解除があったとき。 ク この利用料金の適用には基本適用期間があります。 ケ 前項の基本適用期間は、その利用回線を専らフレッツ・テレビ伝送サービスの用に供した日から起算して、2年間とします。 コ この利用料金の適用を受けているフレッツ・テレビ伝送サービス契約者は、基本適用期間内にこの利用料金の適用の廃止があった場合は、第21条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、1利用回線ごとに10,000円（税込価格 11,000円）を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。						

第2表 工事に関する費用

工事費 1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。
(2) 基本工事費の適用	ア 回線終端装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 1 の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費を適用します。

(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td><td>フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所の取扱所設備又は配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td></tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td><td>回線終端装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所の取扱所設備又は配線盤等において工事を要する場合に適用します。	イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。
区 分	交換機等工事費等の適用						
ア 交換機等工事費	フレッツ・テレビ伝送サービス取扱所の取扱所設備又は配線盤等において工事を要する場合に適用します。						
イ 回線終端装置工事費	回線終端装置の工事を要する場合に適用します。						
(4) 割増工事費の適用	次表に規定する時間帯での施工を指定する申込み又は請求があった場合の工事費の額は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、次表に規定する額を適用します。 <table border="1"> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th><th>割増工事費の額</th></tr> <tr> <td>午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)</td><td>その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</td></tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時30分まで</td><td>その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額</td></tr> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額	午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額						
午後5時から午後10時まで(1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあつては、午前8時30分から午後10時までとします。)	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.3を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額						
午後10時から翌日の午前8時30分まで	その工事に係る工事費の合計額から1,000円(税込価格1,100円)を差し引いて1.6を乗じた額に1,000円(税込価格1,100円)を加算した額						
(5) 工事費の減額の適用	当社は、2 (工事費の額) の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額 2-1 フレッツ・テレビ伝送サービスの提供の開始、利用回線の変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費	ア イ以外の場合 1の工事ごとに基本額加算額 イ 交換機等工事のみの場合 1の工事ごとに	7,500円(税込価格8,250円) 3,500円(税込価格3,850円) 2,000円(税込価格2,200円)
(2) 交換機等工事費	1の工事ごとに	1,000円(税込価格1,100円)
(3) 回線終端装置工事費	1の工事ごとに	2,000円(税込価格2,200円)

2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)

第3表 付帯サービスに関する料金等

- 第1 適格請求書の発行手数料
 1 請求ごとに 400円(税込価格440円)
 (注) 適格請求書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、郵送料その他経費(実費)が必要な場合があります。
- 第2 支払証明書の発行手数料
 支払証明書1枚ごとに 400円(税込価格 440円)
 (注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)及び郵送料(実費)が必要な場合があります。
- 第3 屋内同軸配線工事に関する工事費 (略)

附 則 (略)

基本的な技術的事項 (略)

フレッツ・テレビ お問い合わせ先

- フレッツ光、ひかり電話ネクスト、フレッツ・テレビのサービス内容や料金に関するお問い合わせ、およびご利用中のお客さまの移転・解約等に関するお問い合わせ

0120-116116

受付時間 午前9時～午後5時
土日・年末年始12月29日～1月3日を除き営業

ホームページ

<https://flets.com/ftv/>

- フレッツ光、ひかり電話ネクスト、フレッツ・テレビの故障に関するお問い合わせ

0120-000113

受付時間 午前9時～午後5時 年中無休
*携帯電話からもご利用いただけます。

お手元に「お客様ID (CAF+数字10桁) または (COP+数字8桁)」をご用意ください。「お客様ID」は、フレッツ光、ひかり電話ネクスト開通時の「開通のご案内」に記載されています。

※Webでは24時間年中無休で受付を行っております
※故障修理などの対応時間は、午前9時～午後5時とさせていただきます。

ホームページ

<https://web113.ntt-east.co.jp/>

スカパー! カスタマーセンター お問い合わせ先

- スカパー! サービスのお申し込みやサービス内容に関するお問い合わせ
- スカパー! サービスの料金・移転・解約・視聴トラブル等に関するお問い合わせ

0120-039-888

受付時間 午前10時～午後8時 年中無休

- スカパー! プレミアムサービス光のお申し込みやサービス内容に関するお問い合わせ
- スカパー! プレミアムサービス光の料金・移転・解約・視聴トラブル等に関するお問い合わせ
- 光対応 4K8K衛星放送アダプターの販売に関するお問い合わせ

0120-818-666

受付時間 午前10時～午後8時 年中無休

※番号はお間違いのないようお願いいたします。

※お電話をいただく前に有料放送契約約款 (<https://www.skyperfectv.co.jp/top/legal/yakkan/>) とプライバシーポリシー (<https://www.skyperfectv.co.jp/privacypolicy/>) の内容をご確認いただき、同意の上ご連絡ください。